

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～平成29年度当初予算ベース～

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 289,000千円 |
| 2 | 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,333,966千円 |

【単位：千円】

		平成29年度 予算額	特定財源	一 般 財 源	
				地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	障害者福祉費 （自立支援給付事業）	802,743	600,803	41,117	160,823
	老人福祉事業費 （老人保護措置事業）	98,022	17,786	16,337	63,899
	児童福祉費 （子ども医療費助成事業）	60,000	14,250	9,315	36,435
	母子福祉費 （寡婦・寡夫医療費助成事業）	11,000	0	2,240	8,760
社会保険	介護保険事業	647,846	4,522	130,987	512,337
	国民健康保険事業	385,904	177,471	42,439	165,994
	後期高齢者医療事業	132,403	92,630	8,098	31,675
保健衛生	保健衛生費 （健康増進事業：各種がん検診）	39,503	7,117	6,594	25,792
	予防費 （感染症予防事業）	95,440	0	19,432	76,008
	診療所費 （診療所施設勘定繰出金）	61,105	0	12,441	48,664
合 計		2,333,966	914,579	289,000	1,130,387

※ 地方消費税交付金（社会保障財源分）は、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分